

# パネルディスカッション

パネリスト

池村 聡 氏  
(弁護士)

奥邨 弘 司 氏  
(慶應義塾大学大学院法務  
研究科教授)

司会進行

壹貫田 剛 史 氏  
(内閣官房教育再生実行  
会議担当室参事官補佐)

コーディネーター

泉 克 幸  
(京都女子大学法学部教授)

○壹貫田 それでは、第2部に移りたいと思います。

第2部はディスカッションパートということで、できれば皆さんも一緒に考えていただき、簡単で結構ですのでコメントをいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今日は、奥邨先生がいろいろな題材を用意しておられますので、それを元に考えてみたいと思います。最初は、パクリというか、著作権侵害を題材にしたものです。これから先、いろいろな事案が登場します。奥邨先生に適宜補足をしていただきながら、皆さんのご意見、ご感想を聞いてみたいと思います。

それでは、早速具体的な事案を見てみましょう。まずはトートバッグ問題です。奥邨先生、簡単にご説明をお願いします。



【図1】<sup>(1)</sup>

○奥郵 はい。先ほどご紹介した、エンブレムのデザイナーの方のトートバッグのデザインについて、その内の幾つかが、ネット上の他人の画像などを使っているのではないかと問題になりました。で、指摘されたものの内の幾つかについては、事務所の方で手違いがあったということで、取り下げてしまったわけです。

その取り下げた内の一つが、フランスパンのトートバッグです【図1】。フランスパンをデザインしたトートバッグのデザインだったのですが、実は、パンが大好きなパンレビューさんという方のブログに掲載されていたフランスパンの写真を使用しているということをネットユーザーが見つけたわけです。

(1) <オリジナル>はパンレビュー氏。

<http://panreviews.blogspot.jp/2014/06/baguette-pompadour.html> より。

左側が、パンレビューさんのパンの写真です。角度を変えただけで、このパンの写真の下半分をそのまま使っているということだったんです。

先ほども申しましたように、これについては、手違いがあったということでも取り下げられたわけですが、一方で、著作権法の視点で見た場合、本当に問題なのだろうか、考えてみる余地があるのではないか、という気がしましたので、取り上げました。

○壹貫田 皆さんもまだご記憶に新しいと思いますが、佐野研二郎さんというデザイナーの方のデザイン画が、オリンピックのエンブレム問題を契機にいろいろと報道でも取り上げられるようになりました。このフランスパンの絵、確かに似ていると言えば似てますが、そもそも著作権侵害と言えるのでしょうか。池村先生、何か感想等は、ありますか。

○池村 このパンの写真についてですか？

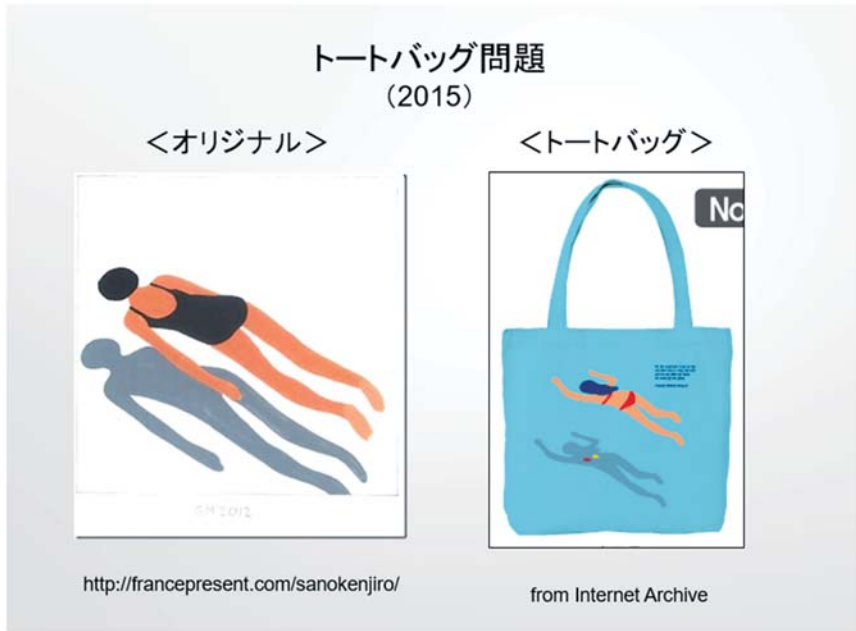
○壹貫田 はい。

○池村 私が思うのは、これは結局、パンの焼き方というか、いい感じに焦げ目が付いたパンをそのまま写真に撮影しているわけなので、それを著作権で保護してしまうと、結局パンの焦げ目みたいなものを保護することになっちゃうわけで、極端な話、自由にパンを焼けないみたいな話になりかねないのではないかと思います。従って、これを著作権侵害と言うのは言い過ぎだろうなと個人的には思います。

○壹貫田 なるほど、ありがとうございます。

---

<トートバッグ>はインターネット・アーカイブに収録された2015年7月11日現在のサントリーwebサイトより。



【図2】<sup>(2)</sup>

さて、ここから先は、会場の皆さんに、次の題材が著作権侵害に当たると  
思いますか、思いませんかということを、挙手というかたちで聞いていき  
たいと思います。心の中で、どうして自分は著作権侵害だと思うのかちょっと  
考えてみていただき、頭の体操をお願いしたいと思います。

それでは次の題材ですが、まずは奥邨先生に簡単に補足していただきたい  
と思います。

○奥邨 これもトートバッグのシリーズです【図2】。左側がアメリカの、  
あるグラフィックデザイナーの方が制作されたカレンダーの絵です。ぱっと

(2) <オリジナル>は Geoff McFetridge 氏。画像は <http://francepresent.com/sanokenjiro/> より。

<トートバッグ>はインターネット・アーカイブに収録された2015年7月11日現在のサントリー web サイトより。

見ただけでは分かりづらいのですが、重ね合わせると、お尻というか腰の下から足のところが重なるわけです。また、泳いでいる人の下に影が写っているように表現されている点は、雰囲気似ている。もっとも、足の角度は、ちょっと違う。これも、ネットユーザーが見つめてきたようです。

このデザインも取り下げられたわけですが、ただ、これも著作権侵害という観点では、どう考えるべきだろうかということで取り上げました。

○壹貫田 先ほどはパンの写真の事例でしたけれども、似たような感じの事例ですね。それでは、著作権侵害に当たるとする方は、挙手をしていただけますか。4名ぐらいいらっしゃいますね。その他の方々は、著作権侵害ではないのではないか、ということですね。

本当は、ここで壇を降りて行って、意見を伺いたい気もするんですけども、日本人は奥ゆかしい方が多いので、どうしましょう。と言いつつ、目が合ってしまったね。目を反らされてしまいましたけれども、そこの方、簡単で結構ですので、もしご意見があればお願いします。

○会場1 ここに来るまでは著作権侵害だと思っていたのです。ただ、アイデアを取るだけだったら、モラルの問題に抵触しても、「著作権法」の範囲に入らないというお話だったので、ここはモラルには引っ掛かると言うんですけれども、法律の範囲には引っ掛からないかと勉強させていただきました。

○壹貫田 なるほど、ありがとうございます。ここまでくると、著作権侵害だとして手を挙げた方にも聞いてみたいですね。一言申し上げておきますと、別に唯一の正解があるわけではありませぬので、どうかお気軽にご自身のお考えをお述べになってください。裁判官だって、地裁で侵害、高裁で侵害ではないとか、いろいろと判断は分かれるわけですから。

いま、手を挙げていただいた4名の方、どなたでしたか、もう一度手を挙

げていただいていいですか。それでは、そこの男性の方にご意見をお伺いしたいと思います。

○会場2 曲線だとか、描き方が、まったく同じだという、そういう説明だったと思いますので、その点で類似しているのではないかと考えました。

○壹貫田 表現において類似しているということですね。ありがとうございます。やはり意見が分かれるところですね。この事例を考えていくことは、まさに今日やってきました、依拠とは何なのかとか、類似って何なのかというところにつながっていくのではないかと思います。

次の題材に行ってみましょうか。奥邨先生、お願いします。

○奥邨 これは、実際に裁判になった件であります。祇園祭の写真です【図3】。八坂神社に、神官の差し上げているところを撮っています。見づらいかもしれませんが、大体の構図とか、参拝客がいる様子とかは分かっていたかと思うんですけども。

問題となったのは、八坂神社のポスターだったんですね。原告曰く、ポスターの水彩画、先の写真とそっくりだというわけです。

このように横に並べて、比べていただくと分かると思うのですが、基本的に構図は、似ているわけです。ただ、被写体が八坂神社ですから、ある意味似てくるのも仕方がないともいえるわけです。

この辺にも人が、参拝客、観光客が映っています。もっとも絵ですから、デフォルメというか、かなり略されていますが、似ているといえば似ているわけです。そこで、写真の権利者が、ポスターの側を、著作権侵害で訴えたわけです。

さすがに写真をそのまま使っているなら、文句なくアウトだよという話になると思うのですが、こういうかたちで水彩画としたときに、どうな



【図3】<sup>(3)</sup>

るんだろうというのが、ポイントとなります。

○壹貫田 はい、ありがとうございました。

さあ、これは実際に、東京地裁で判決が出たわけです。いまから見ていきますけれども、正解とか不正解という話ではありませんので、どうか頭の体操だと思ってください。皆さんにご意見を聞いてみたいと思います。これは著作権侵害に当たると思う方は手を挙げてください。3名、4名、5名ですかね。

それ以外の方は、当たらないということでありまして、じゃあ、そちらの女性の方に理由を聞いてみたいと思います。

(3) 東京地判 H20.3.13 判タ 1283.262

○会場3 写真を使用する方は、権利者から許可をもらっているということなんですけれども、写真を利用して、また別の作品をつくるということは、二次創作とかそういうのに当たるのではないかと思いました。

○壹貫田 はい、ありがとうございます。

その手前の女性の方、侵害には当たらないという立場ですね。簡単にで結構ですので、理由などお聞かせください。

○会場3 先ほどの方と同じような感じで、元のを少し土台として、また違う形で作り出しているということで、著作権侵害には当たらないと思いました。

○壹貫田 はい、分かりました。ありがとうございます。

これは先ほど申し上げたように、実際に、東京の地裁で判決が出ましたので、裁判所の見解を池村先生から聞いてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○池村 これはたしか裁判所は侵害だと判断した。奥邨先生、そうですね？

○奥邨 はい。

○池村 すみません、ちょっと記憶が不確かだったので念のため確認させて頂きました(笑)。裁判所は著作権侵害と判断して、理由としては最初の女性の方がおっしゃったとおりです。ただ、これ、奥邨先生、実際のところは非常に微妙ですよね？

○奥邨 こっちに来る新幹線で調べてきたんですけれども、裁判所は、写



真の著作物性は、「構図、シャッターチャンス、撮影ポジション・アングルの選択、撮影時刻、露光時間、レンズおよびフィルムの選択等において工夫したことによる表現」にあるとした上で、八坂神社のような客観的に存在する建造物や、神輿、輿丁、見物人を被写体とする場合には、「客観的に存在する被写体自体を著作物として特定の者に独占させる」べきではないとしながらも、今回の写真は、「撮影者がとらえた、お祭りのある一瞬の風景を」特定の「構図、撮影ポジション・アングルの選択、露光時間、レンズ及びフィルムの選択等を工夫したことにより効果的な映像として再現し」て表現したところに著作物性があるとした。で、この水彩画は、写真の全体の構図と構成が同一で、写真で鮮明に写し出された部分である、祭りの象徴である神官や、これを中心として正面左右に配置された4基の神輿が濃い画線と鮮明な色彩で強調して描き出されているため、「祇園祭における神官の差し上げの直前の厳粛な雰囲気を感じさせるのに十分」だとして、水彩画から、写真の表現上の本質的特徴を直接感得することができるとして、著作権侵害を認めました。

ただ、私の意見を申し上げますと、写真は、やっぱり、さっき出た構図とか、シャッターチャンスとか、露光とか、それらによって生み出される光の加減とか、いろいろなところが相まって写真芸術となっているわけですが、こうなって、水彩画になってしまうと、写真の中の、かなり重要な部分である、シャッターチャンスや露光によって生み出される光の加減なんか全部失われてしまって、構図だけが残っている感じになると思うんです。

そうすると、差し上げのときに、こういう様子になるというのは事実ですし、かつ、この辺の位置に立っていたら、こういう風に見えるわけで、そこを問題視するというのはどうなのかなと思うわけです。

もちろん、この写真は作品であることは認めます。だからそのまま使うとそれはアウトなんですけれど、こういう風に水彩画とした場合は何て言うんですかね、創作性のあるところは、全て摘み取られてしまっていないかなと個

人的には私は思うんです。どうですかね。

○池村 おっしゃるとおりで、元の写真をそのまま写實的に絵にしたのであれば著作権侵害でもいいかなと思うんです。ただ、水彩画にするという話になると、写真の創作的な部分というのはかなり色あせてなくなってしまって、むしろ2番目に発言をいただいた方にシンパシーを感じるというか、個人的には、これが著作権侵害とされてしまうのは、なかなか厳しいかと思います。

ただ、この事案で訴えてくれと依頼されたら、著作権侵害を主張することはそれなりにできるとは思いますね。

○奥邨 これがあれば、やはりあれですよ。今後、写真があって水彩画にしたものなんかがあれば、先生としては、十分これは前例があるから勝てますと。

○池村 こういう事件があるということは言いますが、絶対勝てますとまではどうですかね（笑）。

○奥邨 勝つかもせぬぐらい？。

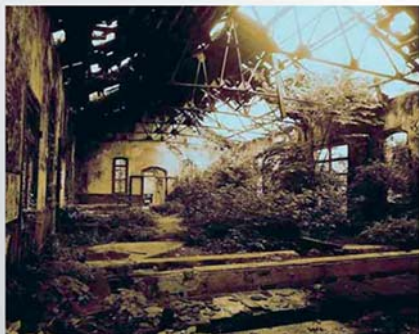
○池村 それなりに（笑）。

○壹貫田 なるほど、なかなか面白いですね。実は、著作権で保護される著作物の中には、写真の著作物、絵画の著作物、建築、図面とか、一言で著作物と言ってもいろいろなものがあります。その著作物の種類によって創作性の判断が変わってくるということですね。

裁判官の方は、侵害に当たるかどうかなど、何とか結論を出さないといけないわけですから、すごく大変だと思いますね。でも皆さんは、どうかご心

## 廃墟写真事件(知財高判H23.5.10判タ1372.222)

&lt;原告作品&gt;



&lt;被告作品&gt;

【図4】<sup>(4)</sup>

配なく、ご自身のお考えを自由にお述べになっていただければと思います。

それでは、奥邨先生、次の事案をお願いします。

○奥邨 次は廃墟写真事件です。これも実際に裁判になった事例です。日本中のいろいろな廃墟を写している専門のカメラマンがおられまして、これは廃墟の写真集の中の1枚です

こちらが原告の廃墟写真です【図4】。これは変電所か何かの跡を撮っているようです。被告の方も、同じ廃墟を撮っています。つまり、後に似たような廃墟の写真を出したカメラマンに対して、前のカメラマンが、著作権侵害だと訴えたわけです。

問題になっている写真は幾つかあるのですけれども、さっきのものよりも、

(4) 知財高判 H23.5.10 判タ 1372.222

## 廃墟写真事件(知財高判H23.5.10判タ1372.222)

<原告作品>



<被告作品>



【図5】<sup>(5)</sup>

これがより分かりやすいかと思います【図5】。かなり構図なんかは似ているのではないかと思いますけれど、写真の雰囲気や皆さんは、どうお感じになるかというところはあるかと思います。

○壹貫田 この廃墟写真事件も地裁や高裁での判断が示されておりますけれども、この事例で、著作権侵害に当たるとされる方は手を挙げていただいていいですか。はい、ありがとうございます。

それ以外の方は当たらないということですが、まずは当たると答えられたそちらの女性の方、お願いします。

○会場5 写真もすごく似ていますし、廃墟を撮るということ自体が、すご

(5) 知財高判 H23.5.10 判タ 1372.222

くまねしたのではないかと思いました。

○壹貫田 なるほど。では今度は、手を挙げなかった人は侵害に当たらないということですが、そちらの方、ご感想で結構ですので、お願いします。

○会場6 感想ですけれども、確かに、いま、おっしゃったところの、そうなのかもしれませんけれども、出版というところまでいくと、どうなのか分かりませんが、同じ関係で、写真を撮ること自体が、それもいかなのかなという感想を持ちました。

○壹貫田 ありがとうございます。私も皆さんを当ててばかりではなくて、簡単に自分の考えを述べてみたいと思います。私は写真を趣味としている人間ですが、そういう立場からすると、ここで取り上げられている写真の表現は、それぞれかなり違うかなという気がするんですね。この色の出具合とか、先ほど奥邨先生もおっしゃっていましたが、構図もしかり、露出とか、被写界深度もかなり違っていると思います。現像した後の風合いもかなり違ってきているので、これを表現上同じもの、あるいは酷似しているものと言ってしまうと、ちょっと違うかなという気はします。

一方で、廃虚に興味を持つこと自体はアイデアとしても、同じ被写体を撮ってしまっている点は、プロのカメラマンとして、ちょっとモラルに問題があるかなという気もします。これは僕の個人的な意見ですが。

ここから先は、池村先生に、お願いしたいと思います。

○池村 私も、壹貫田さんのご意見と同じですし、裁判所も、著作権侵害ではないと判断しました。それで、私は、この事件について、一度、カメラマンさんの集まり、たしか30人か40人位のカメラマンさんを前に同じ写真を紹介して、意見を聞いたことがあるのですが、壹貫田さんのご意見と同じく、

表現としては、写真としては、全然違うよねという意見が大半を占めました。

ただ、ここまでコンセプトが似た写真を写真集として出版するというのは、著作権侵害ではないと思うけど、やはりカメラマンのモラルとしてどうなんだという声が多かったです。

○壹貫田 なるほど、ありがとうございます。

次の事案を、奥邨先生、お願いします。これが最後ですか。

○奥邨 次に行く前に、一言だけ申し上げますと、こちらの写真は同じ場所ではありますけれども、かなり構図が違うということで、別物かなというのは、お分かりいただきやすいと思うのですが、こちらについては、かなり構図も似ているわけです。ただ、構図が似ているは、ある意味、被写体が同じですから、仕方がない。五山の送り火を撮った場合、誰が撮っても、大文字は大文字にしか撮れないわけでありまして。

そうなると、この写真のポイントは、ススキが白く光るようなかたちで、先ほど壹貫田さんから話があったように、露出をさせているというのは、かなりイメージを出しているのに対して、こっちは、そういうのがないかたちになっている、裁判所はこういう部分に注目して写真を見ていると思います。

次に、ご紹介するのは、みずみずしいスイカ事件になります【図6】。こちらは、スイカを撮っているわけです。スイカを6切れ三角に並べていまして、ここはスイカボートみたいなかたちで、ぎざぎざにして、この前に氷があります。後ろもスイカを並べて、つるを配置して、ブルーの背景にしてと、こういうことでスイカを、おいしそうに撮っておられる。

こちらは、確か北海道のフォトエージェンシーのカタログに掲載された写真なんです。この写真が、先の写真をまねした、著作権侵害だということで、写真家とカタログの制作者が訴えられたわけです。

よく見ていただくと、似てはいるんですけども、ちょっと違うんです。

## みずみずしいスイカ事件（東京高判H13.6.21判時1765.91）

&lt;原告作品&gt;



&lt;被告作品&gt;

【図6】<sup>(6)</sup>

原告のは、下がスイカなのですが、被告のは冬瓜になっている、よく見ると、スイカではないらしいんです。しかも、単に、真っすぐ切っているだけなんです。後も、被告のはどうも冬瓜か瓜か、ちょっと違うものも混じっているらしい。あと、氷がない。切ったスイカの傾き方が違う。似ていると言えば似ているし、似ていないと言えば似ていないということになるわけです。

写真の著作権侵害というと、写真の丸ごとコピーのイメージが強いんですが、今、お見せしているのは、そうではなしに、写真自体は別に撮ったものだけれども似ているというわけです。

皆さんは、どう、お考えになりますか。

○壹貫田 さて、皆さんのご意見を伺いたいと思いますけれども、これは著

(6) 東京高判 H13.6.21 判時 1765.91



著作権侵害に当たると思われる方、手を挙げていただいていた方がいいですか。3名。はい、ありがとうございます。そこの女性の方、理由を、ごく簡単に結構ですのでお願いします。

○会場7 何か、わざとらしく、その一部を変えているところに、あざといところ、あざとさを感じてしまって、そこに、むしろ似通っているところを感じました。保険みたいに、8・2とか、7・3とか、そういう感じの割合で侵害物ということは言われることは法律上はないのでしょうか。

○池村 それはいいです。法律上は黒か白かどちらかに分かります。

○壹貫田 ありがとうございます。じゃあ、今度はそこの男性の方にお話を伺ってみたいと思います。

○会場8 私は当たらないと思います。左の方が本当に、この事件名の、みずみずしいというのに、すごく共感するんですけども、右側は、そんな感じでもありませんし、氷とか、後ろのスイカの、瓜の数も違うし、たまたまスイカを撮っているだけかなというふうに思います。

○壹貫田 はい、ありがとうございます。お二方とも、なかなか説得力のあるご意見でした。なかなか悩ましい事案ということだと思いますけれども、東京高裁はどう判断したのか、簡単に池村先生、ご説明のほどよろしくお願いします。

○池村 これは著作権侵害だと裁判所は判断しました。まさに最初の方のご発言に近くて、裁判所は、むしろ、元の写真を改悪したといった趣旨のことを言ったんですね。要は元の作品を酷くしていると、かなり辛辣に言って



著作権侵害を認めました。

ただ個人的には、これが著作権侵害だというのは若干疑問なところで、そうなるスライカを並べて写真を撮ってはいかんのかという話になりやしないかという気もして、なかなか実務上悩ましい判例ですね。はっきりしたことをいえなくて、ごめんなさい。

○壹貫田 ちなみに判決で、「あざとい」という言葉は出ていたんですか。

○池村 「粗雑に改変した」的なことを言っていた気がします。

○奥邨 この問題、いまの著作権法の学会では対立があるところで、一番難しい問題の一つなんですけれども、一応の整理としては、自然に存在する山であるとか、川であるとか、既に存在する建物であるとか、そういう既存のものを写す場合は、著作物性は、構図や露光など写し方だけに存在する。

一方で、被写体をつくり込んでそれを撮影するという場合は、そのつくり込んだ被写体と写し方のセットで創作性を判断するんだということになります。このように考えた場合は、被告の写真は、原告の写真の創作的な部分をかなり取り込んでいるということになるわけです。

こういう整理が、いまのところの説明です。賛成、反対は色々ありますが、一応こんな感じです。

○壹貫田 はい、ありがとうございます。なかなか面白いですね。芸術の秋にふさわしい頭の体操ですね。

まだまだ事例を用意していたのですが、時間の都合もあるので、ここで音楽の事案に移りたいと思います。音楽も、奥邨先生に三つぐらい事案を用意していただいています。時間もありませんので、奥邨先生、一つ選ぶとしたらどれが一番面白いですか。

○奥邨 どれがいいですか？

○壹貫田 では、記念樹事件にしましょうか。原告、被告、それぞれの曲を聴いてみたいと思います。

(00:35:08 ~ 00:36:48 音楽)

○壹貫田 はい、ありがとうございます。私は、あまり音楽に詳しくないんですが、被告の曲もいい曲だなと思ってしまいますね。

これはなかなか難しい事案ではありますが、また皆様のご意見を伺ってみたいと思います。被告の曲は著作権侵害しているのではないかと思われる方はいらっしゃいますか。今回は、挙手だけで結構です。5名程度ですか。

残りの方は、侵害まではいかないのではないかというご判断だと思うのですけれども、池村先生、簡単に解説をお願いしていいですか。

○池村 はい。これは有名作曲家同士の事件になりまして、最初に聴いていた曲は、小林亜星さんの『どこまでも行こう』というすごく有名な曲で、後で聴いていた曲は、服部克久さんの曲で、『あっぱれさんま大先生』という番組の企画で作られた曲です。この番組、京都でも放送されていたのですかね？小さいころの内山（信二）君も歌っていたのですけれども。

それで、結論としては、裁判所は著作権侵害だと判断しました。実際に聴き比べていただくと、テンポとかキーとか全然違うのですけれども、これをそろえて、純粹にメロディーだけで比較すると、確か70%近く旋律が共通するということで、元々『どこまでも行こう』はすごく有名な曲ですので、依拠性に関しても、『どこまでも行こう』を知らない作曲家なんてあり得ないでしょうということで、裁判所は著作権侵害であると判断しました。

○奥邨 補足情報として、原告の曲の『どこまでも行こう』は、たぶん、私たち以上の世代は大概知っていると思うのですが、若い方はご存じないかもしれません。この曲、ブリヂストンのCMの曲だったので、かなり有名だったわけです。ですから依拠のところは認定しやすかったというのはあるんだろうと思います。

○壹貫田 はい、ありがとうございます。

奥邨先生には、たくさんの題材をご用意していただいている、本当は他の題材についても、ゆっくりお伺いしたいところですが、残り時間もだんだん少なくなってきましたので、次のテーマに行きたいと思います。

第一部で池村先生からお話がありました二次創作、パロディーという観点です。パロディーはなかなか難しく、私と池村先生が文部科学省の著作権課にいたときも、パロディーについて検討しました。

さっき池村先生からの発表にあったように、基本的には日本においては、パロディーは特段の権利制限をするような規定を設ける必要はないだろうという、そういう結論になっていますけれども、世界を見渡すと、欧米ではパロディーについての有名な事件が幾つかあります。

奥邨先生は、アメリカ著作権法にお詳しい先生でいらっしゃるけれども、有名なところで言うと、プリティウーマン事件とかになるんですかね。

○奥邨 そうですね。

○壹貫田 それは音楽の事案なんですけれども、奥邨先生、アメリカのパロディーを巡る事案について、簡単にお話しいただけますでしょうか。

○奥邨 有名な事件として、『風と共に去りぬ』のパロディーがあります。『風と共に去りぬ』は、南北戦争時代の南部の白人たちが、だんだんと落ちぶれ

ていく様子を描いたものでしたが、このパロディは、『The Wind Done Gone』というもので、

内容的には、風と共に去りぬの女性主人公の異母妹がいて、彼女が白人と黒人のハーフであったと言う設定なんです。そして、その妹の目から風と共に去りぬのストーリーを語るという内容で、そのことを通じて、風と共に去りぬ自体を痛烈に批判する作品になっています。

この作品、アメリカの裁判所は著作権侵害とならぬとしました。原作品を批判するかたちのパロディーは許されるということなんです。

ところが、一方で、『ライ麦畑でつかまえて』という有名な小説の60年後を描く小説『60 Years Later - Coming through the Rye』なんですが、これは著作権侵害になったんです。

なぜかと言うと、これは原作品を批判していないんです。そうではなくて原作品の設定を利用して、その60年後は、こういうものだとして示している訳なんです。続編とかアナザー・ストーリーは許されない、批判だけが許されるというのがアメリカのパロディーの考え方なのです。

日本人がパロディーと言うと、どうも続編をつくるような話までパロディーと考える傾向が強いのですが、そこはアメリカと雰囲気が違うのかと思っています。

○池村 私から、一つ奥邨先生にお聞きしたいのですけれども、日本にはパロディーしてもいいよという権利制限規定がなくて、一方で、アメリカはフェアユース規定でパロディーに対応できているというお話なんですけれども、一方で日本は、権利制限規定がないとは言え、黙認や放置といったものの結果、パロディー文化はそれなりに盛んなように思います。実際のところ、アメリカは、日本と比べて、パロディー事情はどうなんでしょうか？つまり、フェアユース規定で守られている結果、パロディーは日本よりも盛んに行われているといった事情はあるのでしょうか？

○奥邨 いま申し上げたように、私自身は、パロディーという言葉の定義が、アメリカと日本の感覚がだいぶ違って、原作を批判するようなものだけを、彼らはパロディーというふうに捉えているとするならば、そこは許されているんですけれども、それ以外の部分は、日本人が思っている同人誌であるとか、二次創作みたいな、これから話をつくるというのは、むしろ厳しい態度。

それは、むしろオリジナルでやるとか、ちゃんとライセンスを得てやればいいではないかというニュアンスが強いのです。

○池村 例えば、さきほど見た、クリントンさんとトランプさんの公開討論の映像をデュエットしてる感じにパロディした作品なんかは、アメリカではフェアユースでセーフになるのでしょうか？

○奥邨 あれは原作品の批判ではないので、今まで言ってきた意味のパロディーは難しい。ただ、たぶんですね、政治的な批判というような位置づけができると思うのです。アメリカのパロディーは、裏側に表現の自由の保障というところがあるので、そういう点からは許されるように思います。

パロディーは、風刺ですから、世の中と言うか、ものに対して風刺をしないといけないというところがあって、政治問題ですから、風刺の必要性は強いかもしれないと思います、はい。

○壹貫田 先ほど、奥邨先生が「世の中」に対してと言われたのちに、「もの」に対してと言いなおされたんですけれども、まさにそこがアメリカのフェアユースにおけるパロディーの考え方を巡る本質的な点であって、「世の中」を批評するときに、そもそも原著作物を使う必要があるのかどうかという話になってしまうんですね。ところが原著作物自体、すなわち原著作物という「もの」を批評するとなると、これはパロディーになるんだということに

なって、これがアメリカのパロディーの考え方ですね。

奥邨先生のお考えだと、クリントンさんとトランプさんのデュエット動画は、フェアユースに当たる可能性があるということですか。

○奥邨 はい、あります。

○壹貫田 奥邨先生からも、池村先生からもフェアユースという言葉がありましたけれども、これはアメリカの著作権法上に非常に有名な条文がありまして、永田町、霞が関でも、いまだに話題になっている条文ですけれども、簡単に奥邨先生、この条文の内容について説明していただければと思います。

○奥邨 日本の「著作権法」でしたら、例えば、他人の著作物を引用するときには、著作権侵害になりませんか、家庭の中でテレビ番組を録画するためだったら著作権侵害にはなりませんというように個別の規定があるわけですけれども、アメリカには、そういう規定の他に、著作物の利用が公正な利用と言える場合は、著作権侵害とならないという、包括的な規定があります。

ただし、利用の目的ですとか、どういう著作物を使うかですとか、どれぐらい使うか、使ってしまうことによって、どんな影響を与えるかということを総合判断して、全体的に考えて、元の作品に、そんなに影響を与えないということであれば、利用を許してもよいとされているわけです。

原作をばかにするようなパロディーですと、そもそも、そういう表現がある程度認められた方がいいという、さっきの表現の自由の考え方がありますし、パロディーが売れたからといって原作が読まれなくなるわけではないので、許されてもいいのではないかと、という具合です。

ところが続編の場合は、それが売れてしまうと、原作者が、続編をつくらうとしているのかもしれないのに、それを邪魔することになるので、これは許せないというかたちで判断するわけです。個別、個別に、検討をしていく。

ある意味柔軟なんですけど、厳しいところもあります。

○壹貫田 ありがとうございます。

パロディーは、本当に面白い表現でありまして、ドイツやフランスでもパロディーが問題になった事件があるんですが、今日ご紹介する時間がありませんけれども、どうぞフェアユースというものを、頭の片隅に置いていただければと思います。

すいません、先を急いで次に行かせてもらいます。先ほどのスライドの中に面白い写真が一枚ありましたね。これはサル selfie の自撮りですね。サルがデジカメで、こんなにうまく写真を撮れたのかと驚いてしまいます。

この写真の場合、当然サルが撮っているわけなので、著作権法上の著作物の定義には該当しない、「思想・感情」がないという話になってしまうわけです。「思想・感情」がサルにはないということ自体、人間の傲慢さではないかという気はしないでもないですが。

最後、まとめの時間になりました。今日、奥邨先生、池村先生、私の3人でお話を申し上げましたけれども、最後に一言ずつ感想と言うか、池村先生から、むちゃぶりになるかもしれませんが、日本の「著作権法」はこうあるべしという、何かあれば、あるいは著作権を巡る動向、その辺について、お考えがあれば、簡単に。

○池村 すみません、いきなりのむちゃぶりということもあって、今聞かれた質問は無視させて頂いて(笑)、今日の感想的なお話しをさせて頂きますと、今日の、特に奥邨先生のお話に関連するのですが、先ほど、会場からのご発言で、ここに来る前だったら侵害だと思ったと思うけれども、今日の話聞いて侵害ではないと考えが変わったというお話がありました。個人的には、法律と世間のギャップと言うか、必ずしも「著作権法」が正しく理解されていなくて、その結果、本当は著作権侵害ではないものまで「パクリ」だと、

すなわちあたかも著作権侵害だとかたちで炎上をしたりとか、そういったよろしくない傾向にあるのではないかと考えています。そんなわけで、今日のお話を聞いて著作権、著作権法に興味を持っていただけたなら、そしてもう少し詳しく「著作権法」を学んでみたいなと思っていただけたならば、とてもうれしく思います。本日は長時間ありがとうございました。

○壹貫田 こちらこそ、ありがとうございました。

奥邨先生、一言、最後をお願いします。

○奥邨 はい。「著作権法」は、本来は、小説家であるとか、本屋さんであるとか、それからレコード会社、映画会社であるとか、いわゆるコンテンツに関わる人だけが関係する、ある種の業法というとおかしいですけども、特殊な法律であった部分も長かったと思います。

しかし、現代のようにネットで、たくさんの情報が発信される。それも、個人から、どんどんと発信される時代になると、私たちが単にコンテンツを消費する、利用する立場だけではなくて、コンテンツを生み出す立場にもなるということになります。従って「著作権法」のルールを、そういう点でも理解していく必要があるんだろうなということになります。

「著作権法」は、アイデアは保護せず、表現を保護するわけですが、私は、これが一番の重要なところだろうと思います。さっきラブソング効果と申し上げましたけれども、非常に重要なところだと思います。

一方で、2時間ドラマと、『ロミオとジュリエット』のケースで申し上げたように、どこまでがアイデアで、どこからが表現なのか、これは永遠の課題でして、先ほどの写真も、人によっては、ここはアイデアだ、ここは表現だと、議論は分かれます。

皆さん、判断される際は、いろいろな議論があり得るということをご理解下さい。自分はアイデアだと思うということだけで突っ走ると、それは危な



いですし、一方で、自分は表現だと思うということだけで、人を強く責めるということはやめた方がいいと思います。

もう一つだけ申し上げると、表現というのは積み重ねの中で出来上がっていくものですから、私たちも、過去の人たちの表現を勉強しながらということもあるわけです。どこまで先人を尊び、また新しいことを許すかというバランスの議論でもあるんだろうなと思いながら、今日は、お話をさせていただいた次第です。

○壹貫田 ありがとうございます。

質問をいただいておりますので、最後に、簡単にお答えしたいと思います。奥邨先生に対するご質問をいただいております。

著作権侵害の判断というのは、なかなか難しいので、時には曖昧なところもあるのではないかと思います。判断する場面で、同じようなケースでも国というか国民性によって結論が異なってくることはあり得るのでしょうか、というご質問をいただいておりますけれども、先生、どうでしょうか。

○奥邨 もちろん、それはあるというふうに思います。それぞれの国で文化の背景が違って来るわけです。例えば、どこまでがアイデアで、どこまでが表現、どこまでが創作性がある部分か、など。

1点お見せしますと、例えばミッフィーとキャシーちゃんですけれども、これはオランダでは著作権侵害と言われてしまい、たぶん、日本の人は、いや、違うだろうと思うと思うのです。

だから、その辺は、やはり、いろいろと違いがある。細かいところは別として、ぱっと見の感覚でも違いはあるでしょということだと思います。

○池村 私からも一言補足すると、国によっても違いますし、同じ国、日本であっても、裁判官によって違います。中には何でこんな判決出すんだと思

うことも正直ありますので（笑）。

後は、実際のところは当事者の主張立証の頑張り具合というか、どれだけ代理人弁護士が頑張って相手方の主張を覆す証拠を出したとか、例えば似ている、似ていないという話でも、これに似ている作品は他にもこんだけ沢山あるんですという資料を出せば出すほど裁判所としても、「なるほど。似た作品は他にも沢山あるなら、これはありふれた表現なんだな。」というふうになってくる面があります。

○壹貫田 ありがとうございます。

奥邨先生、もう一つ、今日、先生がここに取り上げられたエンブレムのマークですね。これは創作性がないのではないかと思うのですが、先生は、どう思いますかというご質問です。先生の個人的なご意見で結構ですので、簡単にお願ひできますか。

○奥邨 エンブレムのマークとしては、私は創作性があるんだと思います。ああいうかたちで、Tの字を崩して、それに日の丸ですか、そういうのを配置して、さらにそれも、いろいろな色を付けているということが、エンブレムはエンブレムとしての著作物であるんだろうなと思います。

○壹貫田 オリジナルの方は、いかがですか。

○奥邨 私は、オリジナルの方は、あれはあれであるというふうには思いません。ただ、あれは、あのかたち全部であるんであって、あれの中から一部だけ抜き出したりすると、ちょっと、もう、そこまではないのかという。

○池村 それは、下のロゴ部分も含めてということですか？それともマークだけでも？

○奥邨 いや、マークだけでも、あると言えばあるんじゃない、ぎりぎりあるのではないかなと。

○池村 う～ん、僕は、あのマークだけでは創作性はないと思います（笑）。

○壹貫田 もう一つ、池村先生へのご質問です。漫画の件ですけれども、漫画のBL化が、BL化というのは。

○池村 ボーイズラブ化。

○壹貫田 なるほど。そのボーイズラブ化が、権利者の許可を必要とするのは、その漫画のアイデア、設定を利用するだけではなく、設定を変えているからですかというご質問ですが、いかがでしょうか。

○池村 設定等を変えているという部分は、今日はほとんどお話しができませんでしたが、著作者人格権、具体的には同一性保持権という権利に抵触する可能性もあると思います。

ただ、BL化の一番の問題は表現、つまりはキャラクターの絵をそのまま似せて描いて、同性愛化しているから著作権者の許諾が必要なのではないかということで、例えばキャラクターの名前や人物設定は一緒だけでも、絵は全く違うということになれば、許諾は不要という整理になると思います。

○壹貫田 では、あともう一つ、AIの創作物についてです。創作物の創作に利用されたAIの作成者に著作権が移ることはないのでしょうかという質問です。

私の考えとしては、先ほども申し上げましたように、AIが自律的に、独自に創作した場合は、いまの著作権法上の著作物の定義に当たらないので、

著作権がそもそも発生しないのではないかと思います。

一方で、著作物をつくるソフトウェアを開発した人に、そのソフトウェアについての著作権が発生することになりますね。

それでは、最後に池村先生への質問です。昔、歌手の矢沢永吉さんが、自分のそっくりさんがパチンコのCMに出演していたことで怒っていました。著作権法上、いろいろな問題があると思いますけれども、どんな問題をお感じになりますかというご質問です。

○池村 これは、永ちゃん、矢沢永吉さんが、権利に厳しいお考えをもっているところだと思います。そっくりさんのCM自体は、著作権法上は、特に何も問題はないと思います。

矢沢永吉さんの関係では、CMの件とは別に、パチンコの映像で、タオルを肩にかけてマイクスタンドを持っているキャラクターが、ほんの数秒映るということに対して、矢沢さんが裁判を起こしたという事件の判決がありますが、矢沢さんは敗訴しています。

○壹貫田 ありがとうございます。

みなさん、本日は長い時間お付き合い頂きまして、本当にありがとうございました。

皆さん、今日一日、著作権を巡る話を聞いて、なかなか面白いなと感じていただいたとしたら、我々三人、とても嬉しく思います。

最後までご清聴いただきまして、本当にありがとうございました。お足元に気を付けて、お帰りください。ありがとうございました。

○泉 3人の先生方、ありがとうございました。壹貫田先生には私の司会の仕事までやっていただいて、ありがとうございます。

本日の公開講座は「来たるべき著作権の未来はユートピアか？」というタ

イトルで開講致しました。本公開講座の冒頭に、こういった思いで本講座を開講することになったのかということをお話しましたが、皆さんのもとはその思いが届いたでしょうか？

著作権法は、最後の方で指摘があったように、今や個人生活にいや応なく入ってきている法律です。本来、著作権法は公の利用にしか権利が及ばなかったのですが、インターネットが普及した関係で、ウェブサイトの利用とかスマホをいじるといった個人的で私的な行為であっても、全て著作権が関わってきます。

その意味では、皆さんの普段の生活も著作権と触れ合っているということです。この講座をきっかけに著作権に対する関心と理解が深まれば、コーディネーターとして望外の幸せです。

では、皆様、気を付けてお帰りください。

最後に3名の先生方に、改めて拍手をお願い致します。ありがとうございました。

（終了）